

建設委員会

- 1 期 日 平成20年12月12日（金）
- 2 場 所 第6委員会室
- 3 出席委員 委員長 松岡宏道
副委員長 内田 務
委 員 下森宏昭、井原 修、吉井清介、杉西加代子、高山博州、
中原好治、浅野洋二、砂原克規、山田利明
- 4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[土木局]

土木局長、技監、総務管理部長、土木総務課長、建設産業課長、用地課長、技術企画課長、土木整備部長、土木整備管理課長、道路企画課長、道路整備課長、河川課長、砂防課長、空港港湾部長、港湾技術総括監（兼）港湾管理課長、空港振興課長、港湾企画整備課長

[都市局]

都市局長、都市技術総括監、都市事業管理課長、都市企画課長、都市整備課長、建築課長、住宅課長

[企業局]

企業局長、事務部長、技術部長、企業総務課長、土地整備課長、水道課長

6 付託議案

- (1) 県第92号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項
- (2) 県第93号議案 平成20年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第2号）
- (3) 県第104号議案 広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- (4) 県第108号議案 工事請負契約の締結について
- (5) 県第109号議案 工事請負契約の締結について
- (6) 県第110号議案 工事請負契約の締結について
- (7) 県第111号議案 工事請負契約の締結について
- (8) 県第112号議案 工事請負契約の変更について
- (9) 県第113号議案 工事請負契約の変更について
- (10) 県第114号議案 工事請負契約の変更について
- (11) 県第127号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (12) 県第128号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (13) 県第129号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (14) 県第130号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- (15) 県第134号議案 県道路線の認定及び廃止について
- (16) 県第135号議案 港湾管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

- (17) 追県第15号議案 平成20年度広島県一般会計補正予算（第4号）中所管事項
- (18) 追県第17号議案 平成20年度広島県港湾特別整備事業費特別会計補正予算（第3号）
- (19) 追県第18号議案 平成20年度広島県県営住宅事業費特別会計補正予算（第2号）
- (20) 追県第20号議案 平成20年度広島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- (21) 追県第21号議案 平成20年度広島県土地造成事業会計補正予算（第1号）
- (22) 追県第22号議案 平成20年度広島県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）

7 報告事項

- (1) 平成20年広島県議会12月定例会追加議案
- (2) 平成20年広島県議会12月定例会追加議案
- (3) 送水トンネルの点検の実施について
- (4) 放置艇対策の強化について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時35分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案

県第92号議案「平成20年度広島県一般会計補正予算（第3号）中所管事項」外21件を一括議題とした。

- (4) 付託議案に関する質疑・応答

○質疑（井原委員） 今御説明いただきました追加提案の部分なのですが、地域手当の変更による補正ということではありますが、これは会期の途中に追加で出ること自体が、ある意味で非常に問題だと思います。昨年もそうでありましたが、人事委員会勧告が10月の当初にあって、間に合わないということですが、国の人事院勧告のスケジュールから見て、会期冒頭に提案できる日程が十分あると思うのですけれども、なぜここで追加で出してこられたのか、お尋ねします。

○答弁（土木総務課長） 例年、人事委員会勧告を受けての給与改定につきましては、12月議会で追加という形でさせていただいております。これにつきましては、予算上の整理等で時間を要したといったことがあると思っております。

○質疑（井原委員） 時間軸を追って示していただきたい。国の人事院勧告がいつあって、そのスケジュールが出てきて、10月6日の県の人事委員会の勧告をもらわなければいけない。日程的にこれでしかできないのですか。

今の説明では、例年これでやってきたのだからという話にしか聞こえないのです。

○答弁（土木総務課長） 国の人事院勧告につきましては、日にちの記憶が定かではございませんが、県の人事委員会につきましては、10月6日に勧告等が示されたところでございます。

○質疑（井原委員） 10月の上旬に出たものが、この時期に至って、なお追加で提案をされている。先ほどから申し上げるように、本来これは当初に提案をされる事項だと思いますし、提案内容を見ましても、給与費の改定額は人勧の数字をそのまま右

から左へ移したということのようですから、それほどの事務量、時間が必要なのではないでしょうか。どうも今までこの人件費については、必ず12月定例会中の追加提案で当然なのだとおっしゃりの話にしか聞こえない。それは違うのではないのでしょうか。

あくまでもこれは定例会の当初議案として出していただきたいと思うのですが、それは不可能であるということですか。

○答弁（総務管理部長） 先ほど土木総務課長から説明いたしましたが、若干補足をさせていただきます。10月6日に本県の人事委員会勧告が出されておりますが、これらの給与勧告につきましては、職員団体との交渉を踏まえて整理をするということにしております。今回は給与改定の原則といたしまして、国や他県の状況等を踏まえて決定している中で、国の人事院勧告の扱いについては、11月の半ばに閣議決定がされて実施されることになり、その後の他県の状況等を踏まえて、最終的に提案されたのが11月20日以降でございます。最終的に妥結したのが12月4日だったと思いますが、提案そのものが少しおくれております。その後、交渉の妥結状況に基づいてその調整をしたというところがございます。冒頭提案には至りませんでした。

ただ、全体の日程からいきますと、妥結時期を早めることによって、当初提案にできないかということについては、毎年情勢によると思いますので、そういう御意見があったということについては、人事当局にも伝えていきたいと思っております。

○要望（井原委員） 最後にしますけれども、国、他県の状況を見ながらおっしゃいました。確かにその一側面はあると思います。しかしながら、本県の経済状況を見ることも一側面でありまして、それと同時に、組合交渉という形の、要するに手持ちの資金なしであらかじめ決めたものを議会へ出すという仕組み自体がいかげんものかと思うのです。それをあえて追加で出すということは、本来の正常な姿ではないと思います。ぜひとも来年度以降におきまして、私は人勧を守ることは非常に大事であると思っておりますが、そこで提案されるものは正常な姿でお願いしたい。ぜひともそれを要望しておきます。

○質疑（砂原委員） 今、追加議案の説明を受けましたが、これは結局人件費の補正であるということでございます。人件費の補正予算は総額で5億9,000万円と聞いております。一般会計におけるこの財源措置の内訳は、9,900万円が国庫補助金で、残りの4億6,400万円が財政調整基金からの繰り入れであるということでありまして。9月の補正の際に、暫定税率の上乗せ分が1カ月停止したために、補助公共の認証整理で一般財源が4億5,200万円減額されました。

その際に質問させていただいたことで、財政が厳しいということで、具体化方策を守って県の公共工事はどんどん削りますということだったわけですが、その具体化方策を守って予算編成をしたにもかかわらず、またそこから19億円が落ちてきたということでした。そこで、認証整理で発生した一般財源を自動的に財政調整基金に積み立てるのはおかしいのではないかと、ましてや削減され続けている維持管理の修繕費を予算に回してもいいのではないかと意見が出ておりました。

また、執行保留されている単独公共の16億円のうち、一般財源分10億円の半分、4億5,200万円を充当して早期発注をすべきではないかという意見も出ましたが、このときに、答弁としては、災害などに備える必要もあるから財政調整基金に積み立てるということで、我々の意見は通らなかったわけであります。

しかしながら、今回の追加提案で出てきた人件費の総額を見ると、土木局が全部犠牲になっている感じがするのです。ちょうど土木局が4億5,000万円減額した分が、人勸による人件費の4億6,000万円に充当されているのではないかという感じを持たざるを得ないわけであります。ましてや、今回の補正で土木局からこういったものを追加で工事したいというものは一切出てきていないのです。

内部管理経費は削減目標を、結果的に棚上げした形になる反面、公共事業については着実に、なおかつ上乘せで削減されている県の姿勢に、私は非常に納得しかねるのです。

皆さん御存じのとおり、建設事業者の倒産が急増しているとか、それから今話題になっております県内の派遣社員の大量解雇などを考えたときに、この人勸による人件費の給与の積み上げをどのように感じられているのか、県民感情というものをどのように感じられているのか、私は非常に疑問に思います。

この辺について、県下の建設産業の実情を踏まえ、補助公共を19億円削られた上に、県の予算編成における大幅な削減を土木局がのんだわけですから、土木局は総務局に対してその分だけでも返してくれと言わなかったのか、これが人件費に回されることについて土木局は不満がないのか、また、県民感情に対してこの辺のところをどのように考えるのか、土木局長に聞いてみたいと思います。

○答弁（土木局長） 委員御指摘のとおり、今の建設業界、建設業界だけではないのですが、経済的な危機ということで、倒産も相次いでいます。非常に県下の情勢は厳しい、そういうことは我々も問題だという認識をいたしております。

ただ、今回の人勸の話につきましては、これはやはり、土木局としては尊重されるべき性格のものであるという考えでございます。こういった未曾有の危機に対応してどうするかという問題については、もちろん土木局の話としても非常に問題ではあるのですが、これはやはり全庁的にも考えていくということが議会の方でも言われております。

我々としましても、いろいろな方法を考えて、これからこういった未曾有の危機に対応していかなければいけないと思っております。土木局としてもいろいろなことを考えながら、そういったいろいろなことを提案していきたいと思っております。

○質疑（砂原委員） 土木局としては、そうせざるを得ないという答弁ですけれども、結局、土木局の事業が停滞するということが、県民福祉の向上にとっても阻害要因となるわけです。例えば、維持管理をとめるということは、道路の瑕疵による交通事故などがふえる可能性もあるし、道路計画の進捗がおくってしまうということも出てくるわけです。

そして、人勧は仕方がないと言われますが、こういうことを土木局に言っても仕方がないけれども、新たな具体化方策で人件費を3年間で340億円切ると決意表明をした、この340億円は19年も計画どおりに削減できなかった。20年もこうして人勧によってできない。では21年は、残りの分を全部削ることができるのかということを考えてときに、全庁的にもこれは不可能になると思います。

それを土木局としても、やはり総務局に対しておかしいのではないか、ましてや県民福祉の向上、県勢発展をつかさどる土木局として、ぜひこの19億円の部分に充当する4億5,000万円を返してほしい、事業でやらせてくれというぐらいの意気込みがないとだめなのではないかと思います。改めて同じ質問をさせていただきたいと思います。

○答弁（土木局長） 我々としまして、長年にわたって予算を取られてきておりますし、ことしについても委員御指摘のような実態なども確かにございます。したがいまして、1円でも多くの予算を獲得したいという気持ちは、もちろん皆が持ち合わせているところでございます、今委員がおっしゃるようなことも、我々としては心情的には非常によく理解できるわけでございます。

ただ、非常に厳しい財政事情の中で、こうした人勧も尊重しないといけないといったこともございますので、総合的に考えたときにやむを得ない部分もあると認識をいたしております。

○質疑（砂原委員） 厳しい財政状況だからこそ人件費というものもきちんと見ていかなければいけない。この結果を見たら、地域の人たちが困るかわりに人件費が上がると見られてしまうのです。それを県民の人が納得してくれればいいと思いますが、特に今このように景気が冷え込んできているときに、行政だけが人件費が上がりますということでは納得できない。ましてや、この公共事業をとめることによって人件費が上がったように見られたときに、では財政が厳しいというのは何なのかという意見が出てくる。私はそれが一番恐ろしいと思います。財政は厳しいのです。では、なぜ人件費が上がるのですか。人勧だから仕方がない。では340億円は絵に描いた餅だったのですか。公共事業は間違いなく削られています。ましてやことしは認証減があってさらに削られている。だから、それは土木局の立場としては頑張ったけれどもできませんでしたということならわかるけれども、私は非常に納得がいかない。

21年度の予算編成がこれから始まりますが、この4億5,000万円を取り返すだけの決意、意気込みはあるのですか。そこら辺はいかがでしょう。これは補正予算とは少し違う話になってきますけれども、気持ちだけでも聞きたいと思います。

○答弁（土木局長） 委員御質問のことについては、我々も日常的に、例えば財政当局といろいろな折衝をしているのです。こういった場でお話しするような話ではないのですが、いろいろな話は議論としてやっているわけです。

我々としても、予算については少しでも多くとって、そういった事業を実施して

業界の方々の窮地を救いたい、今おこなっているようないろいろな工事を進めていく、そういう気持ちは非常に強く持っております。

したがって、できれば少しでも予算を取って頑張っていきたいという気持ちは皆が持ち合わせておりますので、予算編成においてもそういった気持ちはしっかりと持って対応していきたいと考えております。

○質疑（高山委員） 私も砂原委員の意見に賛同する一人として質問いたします。

その中で、私は、土木局の方はこれで我慢されるのかということがあるのです。人勧で言われたことを全部、土木局もどこの局も従わなければいけないのかと思うことは、例の勤務地の場所による3.58%と0.58%の給料の差です。これは尾道で勤めれば0.58%で広島で勤務したら3.58%。これではだれも尾道や福山へ行かなくなります。これも人勧が言うのだから仕方がないと土木局はだれも抵抗されなかったのですか。ますます地域事務所をなくせ、支局もなくせということですか。これは、一番影響が大きいのは土木と農林だと思うのです。これについて、どこかでいいですと言われたのですか。人勧だから仕方がないとされるのですか。私は納得できないのです。どなたか答えていただけますか。

○答弁（総務管理部長） 委員御指摘の地域手当については、地域における民間の地域水準を的確に公務員の給与にも反映させるということで、平成18年度に導入をされております。そのときに、本県もその制度に従いまして、地域給というものを設けておりまして、現在、広島、府中、海田地域に勤務する者は3.3%で、それ以外のところについて0.3%という3ポイントの差がついております。この3%が本県における地域間の民間給与水準の格差ということで、地域手当が支給されておりまして、今回の民間水準の比較で申しますと、大体0.28ポイントの公民較差が生じている、その0.28ポイントを先ほど申し上げました3.3%、0.3%に乗せていく、こういう整理になっているわけでございます。これは給与原則といえますか、勧告でもそのように言われておりますし、まさに民間と県との給与水準の格差というものの地域間における差ということでございますので、そのことについて、局としての対応というのは難しいものがございます。

○質疑（高山委員） 局としての対応は難しいと言われるが、総務管理部長を初め皆さんは広島の勤務です。皆さんは3.3%が3.58%に上がるわけです。それでは福山や尾道や芸北に勤務する職員は、広島から通っても、勤務地が向こうだから、0.58%です。皆さんは、同じ同僚に対してそれで納得されるのですか。それが芸北や福山に勤めたら、広島から同じように新幹線で通っていても0.58%となる。土木も農林も県庁の職員の大半は広島に住んでいるのです。

私が建設委員会にいなかった平成18年にどういう議論になったのかわからないのですが、今回初めて見て私はびっくりしました。同僚にどうしてこれだけの差をつけているのか。同じ広島に住んで勤務地は局長の辞令一つであなただけは福山へ行きなさい、芸北へ行きなさいと決められるのでしょうか、これは断ることはできない。

広島に住んでいながら二重生活までするかは知らないけれども、3%も違う。これを変えていこうという気はないのですか。私が言いたいのは、これでは地方に行きたい人はいなくなります。全部広島へ戻しているのですか。広島市以外の方たちは皆給料を安くして、自分のところだけ3%上ですと言って、よくのほほんとしてられるものです。私は逆だと思うのです。広島市に住んでいる人の方が安く、自宅から通える方が安くて、地方へ行っている人は二重生活になるのですから、高くされないといけない。それを人勧が言うのでやる、平成18年で決められているのだから知らないでは納得いかないのです。

ここでこう決まったのですから、次の来年度からこういう議論はされるのか、私が言うことは違うのかどうか、少し教えていただきたいと思います。

○答弁（総務管理部長） 先ほど委員御指摘のように、広島から尾道に通うのは手当がつかない、広島へ勤めるとつく。逆に尾道から広島ではつくけれども、尾道ではつかない。これは給与の適用を、勤務地をベースに決定しているためでございます。これは国の制度もそうでございますし、勤務地主義と言っておりますが、そういう制度のもとで動いております、実際には、委員御指摘のように、かかる経費というのは、生活給をベースに考えると、本当は住んでいるところをベースに考えるべきではないかという議論ももちろんございます。しかし、給与については、現時点において、国や地方公共団体では総括的に勤務地主義が採用されております。委員がおっしゃるような御意見が、職員の中にもありますが、制度上の整理ということで動いているというのが実情でございます。

○要望（高山委員） どうやっても人勧が決めるのだから仕方がないと議論が平行線になるのですが、先ほど砂原委員が言われたことも、全くの平行線の話で、いずれも仕方がない、予算はないが人勧が言うのだから仕方がない、地域手当の問題も仕方がない。だから、田舎を、地域事務所を削るのですか。尾道は建設局をなくして全部福山へ持っていく。広島だけどんどん大きくして、田舎の建設業は切っていくという話になるのですか。こんなことを書かれたら、そういうふうに見られるではないですか。私たち尾道に住んでいる者であればそう思います。これでは広島から尾道へは行きたくなくなります。それはやはり、人事委員会や財政当局に対して、文句を言っていけないといけないのです。これではどう見ても田舎切りだと思えてならないのです。

この辺で終わりますが、来年から、またこういうことが出てくると思うので、そうになったらまた検討していただきたい。私は今考えてみたら、これで尾道の建設局がなくなったのだと思いました。もう幾ら言っても仕方がないのですが、このことについても非常に疑問を感じる場所です。

○質疑（吉井委員） 質問の内容を変えますが、私の方から指定管理者の件について、過去2回にわたって委員会でお尋ねをしております。今回、議案として提案されているので、お尋ねしたいと思います。

当初、資料として出されたときに、皆さん記憶にあると思うのですが、公募、非公募という話から始まって、ではその候補者を選定するに当たって非公募とは何かということから始まったように記憶をいたしております。

先般、いろいろと資料をいただきました。詳細についてはきょうの委員会ということで、私も前回の委員会では話をおさめたのですが、このたびは、もろもろの港湾施設の指定管理や広島観音マリーナ、そして都市局の方から県営住宅を2件、出されておりますけれども、先般からこの基準額はどうやって決めたのかという話もしました。

そうした中で、きょう特にお尋ねしたいのは、県が提案をしている、広島観音マリーナについてであります。住宅の方は、前回、20年度ベースから見ると、2カ所とも確かに基準額は下がっております。また、港湾施設の方も下がっているのですが、観音マリーナにつきましては、事情が特殊です。これは営業収入の中から県の方へ納入をしていただくというシステムの指定管理になるわけですが、今回のこの指定管理に対して、計画納入下限額という形で書かれております。例えば、これは、県の積算が恐らくそんなに大きく間違えることはないと思うのですが、相手の会社が、例えば大きく赤字が出た場合はどういう対応をされるのでしょうか。

○答弁（港湾技術総括監） 観音マリーナの件で、赤字が出た場合どうなるのかという御質問でございますが、単年度ごとの決算をしております、その時点で赤字が出た場合、これは支出と収入の差で支出が大きくなった場合は赤字なのですけれども、納入額を下回った場合は、納入額に達しないその差額は次年度へ持ち越して、次年度の計画納入額に上乗せして、納めていただくということになります。

○質疑（吉井委員） それでは、今度は逆に、当初県の執行部が積算をして、それに対して利益がたくさん、会社の実際の決算に、余剰金が出た場合はどうなるのでしょうか。

○答弁（港湾技術総括監） 御質問の納入額より大きい利益が上がった場合でございますが、そうした場合は、下限の納入額を上回る部分につきまして、事業者と折半いたしまして、その半分を追加して納めていただくということになります。

○質疑（吉井委員） ちょっと話を戻しますが、この観音マリーナの場合、こちらの表で見ますと、21年度が1,400万円、22年度が1,600万円と、どんどんふえて25年度は2,300万円を納入していただくことになっているのですが、大体この納入の金額、積算方法というのは、どのような根拠でどのように決めているのですか。

○答弁（港湾技術総括監） 納入下限額の積算根拠についての御質問でございますが、マリーナの例で具体的に申しますと、20年度の実績をもとに算定しております。まず、計画の収入の見込みでございますけれども、これは、ボートの利用者から入ってくる利用料金と事業者が独自に運営しております修理工場とかそういう利益などを合算したものが計画の収入見込額になります。

支出の方、計画の支出見込額でございますが、これは、人件費や光熱費、さらに

清掃や警備といった業務委託費を合算したものでございまして、その計画の収入と計画の支出の差でプラスが出たものが計画の下限の納入額ということになっております。

○質疑（吉井委員） 要するに、このマリーナの場合は、利益が出た分から必要経費を除いて残った分は納入しなさい、こういうことでいいのですね。

また、話は戻るのですが、これはあくまで営業収入といった利用の収入があるわけですから、もうかるときもあればもうからないときもあるということでお尋ねしたわけですが、もうかった場合には、そのもうかった分からもまた、たくさん予想より出た場合は、利益の2分の1をまた県に納付させるということによろしいのですか。

○答弁（港湾技術総括監） 委員御指摘のとおりでございます。

○質疑（吉井委員） 私がこのたび問題にしたのは、非公募というのは、1社に対して県が積算して基準額を定めて、それについて相手方と理解が得られれば協定額として契約をしていく。議案はもちろん通さなければいけないのですが、そのやり方が、今までの一般公募のようなやり方を見たら、先般も申し上げましたが、一番優遇されているのではないかという危惧を覚えるのであります。とにかく一般公募の場合は、どんどん毎年決算が出されるたびに、利益があれば、次の更新のときにはその利益分をはねた低い基準額で、委託額で相手方に提示しているというのが、私の方の調べでは大変多いというのが現状だろうと思います。その点、この非公募というやり方は、こちらの執行部の方が数字を定めて相手方とどうでしょうかという話の中での協議ですから、逆に、先般の質問でも1社しかないという話もありましたけれども、2社ぐらいあるのなら2社と話をすればもっと金額が厳しい数字でもいけるのではないかという思いがあったので、ちょっと継続して質問しております。

その点、一般公募と比べて非公募が絶対に優遇されてはいけないと、私は個人的に思うのですが、総務管理部長はどう思われますか。

○答弁（総務管理部長） 指定管理者の選定に当たりまして、公募と非公募において、条件的に大きな差が生じるというのは大きな課題だと思います。

御指摘のように、公募の場合は、競争性が高まることで、競争が過激になる、そういう条件のもとでこの基準額も下がっていくということです。ただ、これは、もともとの制度の趣旨でございます公の施設の管理運営が適正にできるかということにやはり立ち返るべきだろうと思いますし、そういった課題があることについては、引き続き所管部局と調整、協議をしていきたいと思っております。

○質疑（吉井委員） 総務管理部長がおっしゃるように、本来の公の施設の管理が手薄になったり、金額によって左右されてはいけないのです。でも一般公募の場合は、厳しい数字で、どんどん下げていって、最後には、民間の活力を利用したサービスの向上というのがうたい文句で、条例などでもいろいろと書いてありますけれども、現実には、私が聞いている範囲では、指定管理者が入ってサービスが低下した施設も

あります。それはこの数字では無理だと、厳しいということも現実にあるのです。

だから、先ほどの答弁のように、数字によってサービスが低下するというのは、やはり非公募であるから、1カ所しかないからそれは確かに保てるのだと思います。それはお互いが数字的にも話をするからできるのです。

私が先ほどから申し上げているのは、少なくともこの指定管理者という、総務管理部長の答弁にもありましたが、名前は指定管理者だけれども、現実に見たら随意契約のように受け取られても仕方がない内容です。実際PFIなどは継続して事業をしていくわけでしょうから、そういうところを、決して甘くしてはいけないという問題ではなくて、指定管理者制度という名のもとに行う指定管理者であるならば、しっかりとその辺がぶれることのないように、土木局、都市局の皆さんも、理由づけができるような形で、非公募でも大丈夫だということをお示しいただければと思います。

○答弁（総務管理部長） 一般公募、非公募の場合においても、我々は保守点検であるとか、そういう経費の減が可能な部分については、見直すことによって公募の指定管理者の要件が、非公募であるからということがないようにさらに努めてまいりたいと思いますが、先ほど申しましたように、公募の場合、要するにサービスの低下になるということも非常に大きな問題でございますので、その辺について均衡を図り、より適切な指定管理者制度の運用になるよう、今後対応していきたいと考えております。

○質疑（中原委員） 県第109号議案の工事請負契約の内容等について若干お聞きしたいと思えます。

臨海土地造成工事で約6億5,000万円とありますが、気になったのが、このジオテキスタイル敷設工というものを初めて聞いたので、どういう工事なのだろうということで、先般、港湾企画整備課長にお聞きしたのですが、この埋め立て工事で、ジオテキスタイル敷設工とする目的、特にこの場所でする必要性をもう一度整理して教えてください。

○答弁（港湾企画整備課長） ジオテキスタイル敷設工事でございますが、これは、格子状のシートを敷設するもので、その必要性は、現在ある地盤が軟弱であるとか、そういった支持力の弱い場所に新たに土を盛りますと、円弧すべり等が発生して土地の性状が変わることによって、新たな圧密沈下が生じるといった不具合が出てくるということから、シートを敷くことによって円弧すべり等を防ぐということで、シートの上に土を盛るという工事でございます。

○質疑（中原委員） この地区はこれからいろいろなものが上に建っていくという状況なのですが、この工事の対象となっている地区は、五日市港湾整備事業の南側の用地だということですが、この造成が完了するのはいつごろで、造成完了後はどういう用途で、何に使おうとされているのですか。

○答弁（港湾企画整備課長） 現在、南側について造成を行っておりまして、このエリ

アにつきましては、公共残土を利用した形で造成工事を行うということで、現在も公共残土の受け入れの方は進めておりますけれども、年間約15万立方メートル程度の搬入実績がございます。造成のためにコスト削減策としてこのような受け入れを行っております、その受け入れの速度が上がれば早く造成が完了するという状況でございます。

将来的なこの土地の用途でございますが、工業用地等の用途と、周辺の住宅への騒音などにより移転が必要な業者について、こちらに誘導するというものでございます。

○質疑（中原委員） 今お聞きすると、広島港出島地区3工区と同様の位置づけかと思うのですが、この15万立方メートルの公共残土がここに入ってくると、この用地は大抵いつぐらいに満杯になるのですか。

○答弁（港湾企画整備課長） 各年で搬入量が違いますけれども、今の15万立方メートルで推移していけば、10年くらいはかかるということになります。

○質疑（中原委員） 現在の池のような写真を見ると、このままで10年ほうっておく状態になるように感じるのですが、関連して、この北側の産廃処分場が年度いっぱい産廃の受け入れは終了するのですが、この南側と北側の広大な土地、産廃の処分場については緑地にするとお聞きしております。今年度いっぱい閉鎖する、この産廃の閉鎖の手續と、今後いつぐらいに緑地になるのかという見通しも関連してお聞きします。

○答弁（港湾企画整備課長） 産廃処分場につきましては、港湾の所管ではございませんが、御質問の内容につきましては、受け入れが完了した後は、覆土工事を行い、環境監視をして、地下水の影響がないということになれば、処分場の廃止の手續に入るということで、今後3年程度はかかる聞いております。将来的にこちらにつきましては、緑地の整備という位置づけでございますけれども、現在のところ新たな整備ということについては考えておりません。

覆土をしておりますので、現在、廃止後の利用につきましては、平場がそのまま残りますので、そういった利用は図られると考えています。

○質疑（中原委員） もう一つ、この建設委員会でもあったのですが、西側の工場用地に、新たに建設機械の会社が用地を取得して移転をするという報告がございました。私は非常に心配をしているのですが、景気が非常に悪くなって、その後、この社との契約あるいは進出に向けての意思決定というものは、今どういう状況になっているのか、お聞きしたいと思います。

○答弁（港湾技術総括監） 今御指摘がございましたのは、この夏過ぎ、9月か10月に公募をかけた件だと思いますが、佐伯区、西区、安佐南区の機械器具製造業者に対して公募しましたところ、応募者がございました。選定審査会を開き、その者を選定候補者とさせていただいております、その後は特に状況の変化はございません。

○質疑（中原委員） 最後に、宇品の産廃処分場に産廃を運ぶための積み出し予定地が、

西側に予定をされているということなのですが、この土地は環境保全公社との間に、利用契約や使用契約あるいは分譲その他の契約が締結されているのでしょうか。

○答弁（港湾技術総括監） その土地は、県が管理しております港湾施設用地だと思いますが、そういう契約は今の時点ではまだないと聞いております。

○要望（中原委員） きょう臨海土地造成事業についてお聞きしたのですが、この五日市の埋立地は、完成すれば非常に都心に近く、一等地になっていくと思われるので、きょう質問した内容も含めて、今から土地利用計画について検討していただいて、その用途に合わせて早期に実現するように頑張っていただきたいと思います。

(5) 表決

追県第15号議案、追県第17号議案、追県第18号議案、追県第20号議案、追県第21号議案、追県第22号議案（一括採決） … 原案可決 … 賛成多数

県第92号議案外15件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（杉西委員） きょう本会議で一般質問をした中で、質問ではなく要望ということで終わらせていただきました入札制度のことで質問したいと思います。

今、建設工事コスト調査をしていただいておりますが、進行中だから一般質問では質問しませんでした。今からの予定をお聞きしたい。まず、一応11月末で調査票を回収すると聞いておりますが、それがどの程度出されて、どのくらい回収があるのかをお聞きしたいのが一つでございます。

それから、もう一つは、それを今から2月ぐらいまでに分析するということが資料には書いてありましたが、分析をする前に、いろいろ書くところもたくさんあったように思いますので、大体どのような感触だったのかということをお聞きしたいと思います。

それと3番目は、今から2月にかけての分析を、どういう日程でどのような予定を立てていらっしゃるのでしょうか。今の建設業界の状態は、ここで私が改めて言わなくてもよくよくおわかりのことと思います。そういう状態の中で、一刻も早くどうにかしてあげたい。どうにかしなくてはいけないという結果が出るものなのかどうか、分析を早急にしていただきたいと思うのです。そのあたりのことを、単に2月にやりますというのではなくて、細かい日程を立てられていると思いますので、今後の日程を聞かせていただきたいと思います。

○答弁（技術企画課長） コスト調査の進捗状況でございますが、10月初めに調査票を配布いたしまして、11月末までに回収いたしました。その状況は、250件出したうちの175件が回収されておまして、率にして約70%の回収率となっております。事前に、不利益な取り扱いはしませんということを丁寧に説明させていただきましたので、他県の状況よりはかなり回収率がよいと考えています。

それから、分析する前の感触でございますが、現在のところ、まだデータを電算に入力している状況なので、全体の感触としては、まだ全然わからないのですが、

調査票の最後に自由意見の記載欄がございまして、そこを見ますと、数の集計はまだできていませんけれども、最低制限価格の引き上げをしてほしい、積算の資材価格等の引き上げをしてほしいといったさまざまな意見が書いてあるということは確認しております。

それから、分析の目標ですが、2月までどのようなスケジュールになるのかということにつきましては、データの入力に12月いっぱいかかります。それと並行して、どのように指標をつくったり分析していくべきかということ、データを見ながら検討していく必要がありますので、その辺の調整にどの程度かかるかわからないのですが、できるだけ早く分析をしてまいりたいと思います。分析をしてみて、よい結果が出なければ、再度トライするというやり方も考えていきたいと思いますので、いつの時点ということが正確に申し上げられませんが、できるだけ早く結果が出るように頑張りたいと思います。

○要望（杉西委員） 70%程度返っているということは非常にありがたいことだと思いますし、個人的にもお願いいたしましたが、業者からは、回答は出したいのだけでも、出せば経営審査など別のところで評価をされるのではないかと悶々としたものがあつたと聞いておりましたので、その辺の対応も丁寧な説明をしていただいて、それに関しては敬意を表しますし、この70%という数字を大事にして、いい結果を出していただきたいと思います。

先日の新聞にも出ておりましたが、落札率が4.1ポイント下がっているということで、地域別の落札率の数字もいただいております。ただ、この新聞などを読みますと、平均は86.2%と出ているのですが、前回も言いましたが、平均すればそうですが、75~80%と一番ぎりぎりというところが非常に高い数字でございまして。そのあたりのことも県当局はよくわかっているらっしゃると思うのですが、新聞では、土木局の話として、落札率が非常に下って透明性と競争性の向上につながったと県民が読めば非常にいいことだと解釈ができるような記事になっています。数字も86%という数字で、確かにやってみなければわからないというところはあると思いますが、この数字の裏に隠された本当にきつい部分をしっかり認識していただきたい。そして、これを見ても備北地域事務所あたりでは落ち方がすごく、もう倍以上の8.7ポイントも落ちている。これは今の中山間地域は仕事がないし、ますますこういう値段の競争で業者がつぶれているということは、この辺を見てもよくあらわしていると思うのです。そのあたりのことをよくよく理解していただきまして、先ほどの透明性と競争性の向上につながったということが、本当にこの土木局からこういう言葉を新聞社へ言われたのかどうかも聞きたいのでございまして、やはり痛みをよくわかっていたいただきたいと思います。

先ほどの砂原委員の質問にも関連しますが、追加で公共事業を出すことができないのであれば、そのほかのことで当局の方で何かこの痛みを受けとめてあげることをしてもらいたいと思うのです。ということは、今このコスト調査を、早急にやっ

てみなければわからないのではなくて、いつまでにどうするというぐらいにして痛みがわかる方向性を出していただきたいと強く要望しておきます。

新聞記事について、こういう表現で話をされたのかだけ教えてください。

○答弁（建設産業課長） 12月5日の中国新聞の記事についてでございますが、その経緯は委員の皆さん御承知のとおり、9月の建設委員会におきまして、8月の状況を報告させていただきました。その後に取材を受けまして、上半期の状況についてまとめたいということで、状況を取りまとめて情報提供したものでございます。

具体的には、落札率だけで申しますと、全体的な数字としては下がっている、それから、一般競争入札の拡大の前後を比較いたしましても低下傾向にあるということから、傾向といたしましては一般競争入札の拡大によりまして透明性と競争性は向上したということは申し上げております。

あわせて、そのときには、低価格での入札という案件がふえているということも申し上げております。事実、記事の方にもその部分の記述があったと記憶しております。そういうことで、今回の新聞記事になったということでございます。

○質疑（高山委員） これは皆様方に情報提供といいますか、お願いを申し上げたい。

最近の話なのですが、とにかく資金繰りができない、12月まではもたないという土木業者を初めとする中小企業からの声を聞くのです。それは賃金、例えば年末のボーナスを払う資金繰りがつかないといけない。土木の場合、一つ言えることは、契約書を持っていけば銀行が資金を貸してくれる。普通の製造業は契約書では資金を貸してもらえないのです。土木の場合は契約書を持っていけば、県や市からの契約書だから何とか資金を貸しましょうとなる。製造業ではこれは無理なのです。幾ら大手の企業から注文書もらっても、大手の方がやめるということになってはいけないということで、資金繰りで今一番困っているのは製造業なのです。そういう中で、杉西委員もおっしゃられている、75%を85%に上げたらどうですかということが逆なのだと思うようになったのです。65%にしてほしい。とにかく今は資金繰りをしたいので、健全経営をするためには85%や90%の方が当然いいから、総額が上がるのなら85%にしていただきたい。ただ、今は65%で持っていけばそれだけお金を借りられるから、たちまち社員の給料や重機を買ったお金を払うためには75%でなくてもいいということです。要は自転車操業です。今はそういう状況なのです。だから、私もずっと85%にしないといけない、もっと上げないといけないという思いがあったのですが、現場の声を聞いてみると、建設とか土木というのは契約書で金を借りられるのだから、何%で請け負ったというのは銀行には出ないのです。1億円で取ったとか1億5,000万円の契約書さえコピーを持っていけばその分のお金が保証協会から出るのです。だから、できるのであれば、上へ上げていただきたい。85%にしないと生き残れない、いい仕事もできないし雇用もできないのです。しかし、85%にすることができなくて、総額が変わらないのであれば、少し考えないといけない。例えば、ある社長によると、今回の仕事は75%でくじ引きで請け負ったが、

そのかわり給料は75%にする、そうしてくれないと困るという話でも、行くところがないのだからそれで皆は納得するという事です。それが今の土木業界の状況なのです。

そういう中で、これはそんな話があると聞いていただければいいのですが、今のテレビや新聞などでは、とにかく景気が悪い、リストラや非正規社員の問題、きのうも蒲原議員が労働者支援の話をどンドンされていましたが、先ほどの給料のこともリンクするのですが、とにかく大変だという話が報道されているのです。その中で、今の総理大臣がどうのこうのというのは別として、どの場面でも景気対策をやれという声が政府の中からも出てきています。この前も政府・与党はどんどん経済対策をやらなければいけないということで、1,500億円の金を地方に、都道府県に自由に使ってもらえばいいだろう、とにかく緊急対策でやるべきだということが出てきて、随分と政府も頑張っているいろいろな緊急対策をやっています。

そこで、ちょっと皆さんへ言いたいのですが、県から緊急雇用対策をするということが全く聞こえてこない、新聞紙上に出てこないのです。商工労働局からは緊急の融資はしますという話は出てくるのですが、これは直接労働者へお金が行くものではないのです。たちまちの資金繰りを社長がしなければいけないから、そのお金が出てきているわけで、今の労働者の皆さんに対しては出ていないのです。緊急雇用創出事業でやるという中で、日経新聞には、たちまちの仕事で清掃などの労働者に直接お金が行くところに使うということが書いてあるのですが、1,500億円となると、単純に計算すると広島県で大体30億円程度になるのではないかと思います。その対策について、土木局はどのようにするか、もう勉強されているのですか。政府が予算を通したらすぐやるのだという気概があるのですか。政府がしないのであれば私たちがその分を立てかえてでもやろうという気概があるのですか。それが見えてこないで、前回の9月定例会中の委員会のときも補正予算はゼロでさびしいという話をしたのですが、今の状況であれば、これは、自民党だろうが民主党であろうが、これを出すという部分までいっているのですから、先に出してもいいのではないかと思います。前にも言いましたが、土木業者や先ほど言った製造業も今は大変な時期なのですから、道や山の清掃で年1回の清掃を年2回にすれば、即効性がありますが、そういう政策を県全体か土木局だけでやるのか、何かお考えがあるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○答弁（土木総務課長） 委員がお話をされた状況の中で、国の方で予算を検討されている。私も報道で知る限りでございますが、自治体がいろいろな手法を使って直接雇用をすると聞いております。そういうことも受けまして、県の方で近々産業・雇用対策本部が立ち上げられまして、全庁を挙げた雇用対策の取り組みの検討が進められる予定でございます。現時点におきましては、この対策の中身や必要な財源の確保と基本的な考え方が示されておりませんので、今後、本部において議論がされていくものと考えております。

土木局といたしましては、この本部で決定されます施策の方向性に基きまして、雇用の確保等につながります方策につきまして幅広く検討し提案してまいりたいと考えております。

○要望（高山委員） 県職員の給与費の増額補正の分は、先ほど多数決で上げた方がいいという人が多かったもので、それと一緒に出せば、給料も上がるのだから、職員の待遇も県民の雇用対策も一緒にやるという気概を持ってやれば、やはり県庁は大したものだという評価をいただけると思うので、なるべく早く、これは政府と同じような形で、政府がやらないのであれば県が先にやるというぐらいの気概を持って緊急雇用対策をやっていたきたいと要望して終わります。

○質疑（井原委員） 去年の補正予算で千代田の工業団地の宅盤変更の工事が出されていましたが、もう済んだのでしょうか。

○答弁（土地整備課長） 済んでおります。

○質疑（井原委員） 当初ではなく補正で出された以上、よほどの見込みがあったのかと思うのですが、その後、状況はどうなののでしょうか。

○答弁（土地整備課長） 商工労働局で折衝を続けておりますが、現在はまだ相手方から回答をいただけていない状況でございます。

○質疑（井原委員） 仕組みとして、立地を見込む、そして土地を造成する、来なければ元に戻すという、だれが責任を持っているかよくわからない話だろうと思う。逆に言えば、これは一体でしなければいけない。組織の問題ではありますが、実際に造成工事をされた立場で、先ほど申し上げたように補正でやる、当初ではない中であえてやったということについて、執行するための要件は企業局も十分にお持ちだったと思うのですが、これは要するに、当初の見込みに対して現状が変化をして今の状況になったのでしょうか。ここ最近の経済の一気の冷え込みが理由であれば、また違う意味で理解はできるのですが、当然あのタイミングで工事をされたということは、その後の契約といいますか、進出企業によほどの見込みがあったのかと思うのですが、相手方の変更ということで理解をしていいのでしょうか。

○答弁（土地整備課長） このたびの状況変化とは伺っておりません。ただ、社内での最終的な決定がなされていない状況だと伺っています。

○質疑（井原委員） 最初の話に戻りますが、いつ、これは工事を完了したのですか。

○答弁（土地整備課長） 7月半ばでございます。

○質疑（井原委員） だから、そこでしなければいけないという緊急性があったわけです。緊急性があったからその企業のニーズに基づいて宅盤変更をして、そうしなければその企業が立地できないから多分そうされたのだと思うのです。それはよほどの見込みがあったとしか思えない。

既に64億円の金をかけながらそこへ9億円を注ぎ込んで、最終的には24億円の収入しかないという、社会の状況の変化でマイナスカウントは後に雇用であるとか、法人税であるとかいろいろな形で最終的には吸収すればいい。それは仕方がない側

面もありますが、あえて追加で、それも補正でかけた部分については、相手方があることだから非常にデリケートな部分だということはよくわかりますが、このことはどこかで明らかにしていただかないといけない。所管が違うと言われるかもしれないが、どうなのでしょう。

○答弁（企業局長） 委員のお気持ちと私も全く同じです。早く相手方には結論を出していただきたいと念願しております。補正予算という土地造成事業としては異例の形で着手いたしました。県産業集積促進戦略本部、商工労働局も我々企業局も入った県庁全体の本部の中で、企業からの非常に強いオファーが見込まれるということで今申しあげました補正予算のお願いをいたしました。

そして7月に土地が完成して、なお6カ月近くたとうとしているわけでございますが、先ほど土地整備課長が申しあげましたように、我々が折衝しております企業が意思を変えたという状況ではございません。社内の最終的な詰めに入っているということで、我々としても一日も早く結論をいただきたいと念願しているところでございまして、今後に期待したいと思っております。

○意見（井原委員） 全くの私見であります。先般の決算特別委員会の際にもお話ししましたが、考え方として確かに正規のものをつくって、それを売るというのも一つの考え方です。しかし、逆に言えば粗で売るとい、9億円補正をかけて追加工事をする前に、24億円で売るなら9億円引いて15億円で売却してもいいのではないかと。それで契約をしてしまえば後は相手方に任せるとい手法もあると思。企業局の方でお持ちの既にお買収済みといひますか、購入済みの土地についても、ある意味で考え方を広く、ハンドメイドという話もありますが、開発者に任せるといことも含めて、その辺の考え方を新たに手法の一つとして加えていただければと思ひます。

(7) 閉会 午前11時57分